

は 建災防広島

発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 9月号

平成30年度 全国労働衛生週間

本週間 / 平成30年10月1日～10月7日 準備期間 / 平成30年9月1日～9月30日

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

働き方改革法案は、紆余曲折があったものの今国会で成立し、5年先には建設業も残業時間規制が実施され、休日労働を含めた総労働時間の見直しを迫られることとなります。

平成29年度の「脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況」、「精神障害に関する事案の労災補償状況」がそれぞれ厚生労働省から公表されました。これによると、建設業は「脳・心臓」事案が業種では、請求件数で3位、決定件数で4位、「精神」事案が同様に請求件数、決定件数ともに5位となっており、相変わらず課題業種とされ、「働き方改革」の必要性が高く叫ばれています。

建設現場は同時に複数の企業の労働者が同一場所で混在して働くことで余分なストレスを抱え、これがメンタル不全の要因の一つとなっているとも言われ、ストレス反応から不眠を生じ、不注意災害の要因になる医学データも示され、現場全体を含めたメンタルヘルス対策の必要性を訴える動きがあります。建災防は厚生労働省の支援を受けて行う職場環境改善手法を開発し、一定の成果が認められたことから、全国の支部において、建災防方式健康KY及び無記名スト

レスチェックを活用した「建設工事の職場環境改善実施担当者講習」(6時間)を全国で開始することにしており、広島県支部も年内に実施予定です。

今年は「災害にあたる」といわれるほど暑熱な気候が続き、7月に県内を襲った豪雨災害の復旧工事が本格化している最中と思われる。暑い中での現場作業で熱中症を心配しながら工事も続ける必要がありますが、昨年は全国の建設業において8名が熱中症で死亡し、そのうち、2名が広島県での発生でした。今年は何としても死亡災害を出さないとの決意で、「STOP!熱中症クールワークキャンペーンひろしま」と銘打ち全員参加で考える防止対策事例を提供いただくこととしており、多くの事例を提供いただきました。当支部ホームページに掲載を予定しています。



建災防発行の「平成30年度全国労働衛生週間実施要領」もご参考にされ、この衛生週間を働き方の見直しと具体的な健康障害防止対策の方法について、現状の検証と改善に向けた期間としていただくようお願いいたします。

目次	次
平成30年度全国労働衛生週間.....	1
建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックを活用した「建設工事の職場環境改善実施担当者講習」を開催します.....	2
フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具のうちフルハーネス型)使用作業特別教育を始めます.....	3
10月から広島、11月福山でスタート.....	3
「平成30年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」広島労働局から要請がありました.....	4
建災防本部から安全指導者あて、災害復旧工事現場の安全指導時における「安全衛生対策チェックシート」の周知依頼がありました.....	5
建設現場における火災による労働災害防止について、厚生労働省から要請がありました.....	6
災害発生状況.....	7
講習・行事コーナー.....	8
(平成30年9月～平成30年11月)	8

建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックを活用した

「建設工事の職場環境改善実施担当者講習」を開催します!!

[趣旨] 建設業における、精神障害による労災申請及び決定数は他産業と比較して、全国的にも多くを占め、さらに仕事の悩みが睡眠不足につながり、集中力の欠如を招き、不安全行動から労働災害のリスク要因となり、労働災害防止の観点からも建設現場におけるメンタルヘルス対策の必要性が指摘されています。

建設現場は、工期が定められた中、複数の事業者が混在し多くの人員が出入りします。こういった特性を持つ建設現場での効果的なメンタルヘルス対策として、建災防広島県支部では「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」及び建設工事現場における職場環境改善手法などの取組を促進するため、広島県産業保健総合支援センターの協力を得て「建設工事の職場環境改善実施担当者講習」を開催することとしました。

1 講座の名称

建設工事の職場環境改善実施
担当者講習

2 開催日時及び場所

日時 平成30年12月11日(火)

8:50~16:20

場所 中特会館3階会議室

広島市中区幟町3-57

3 受講対象者・定員

建設現場において無記名ストレス
チェックを活用した職場環境改善を
実施及び指導・助言をしようとする
安全担当者・産業保健スタッフ等
定員:50名

4 実施主体:建設業労働災害防止協会広島県支部

広島市中区上八丁堀8-10 電話082-228-8250

5 受講料及びテキスト代

受講料 会員6,500円 非会員7,600円(いずれも税込)

テキスト代 4,060円(税込)

「建設現場の職場環境改善マニュアル」

「建設現場の職場環境改善事例集(CD-ROM付き)」

「建設工事従事者のためのセルフチェック・ハンドブック」

6 申込方法

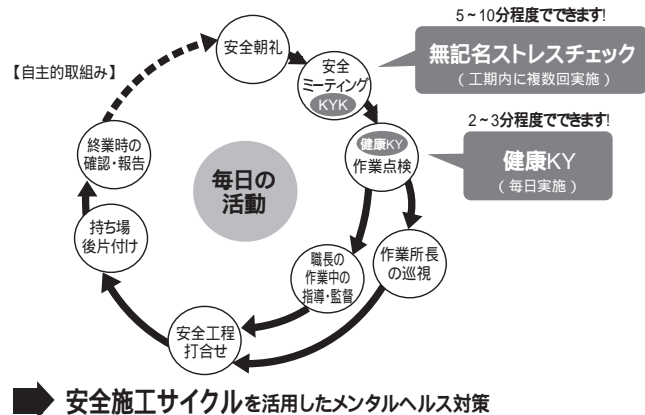
所定の申込書に所要事項を記載し、建災防広島県支部へ申し込んでください。

申込用紙は、当支部ホームページからダウンロードできます。

7 カリキュラム

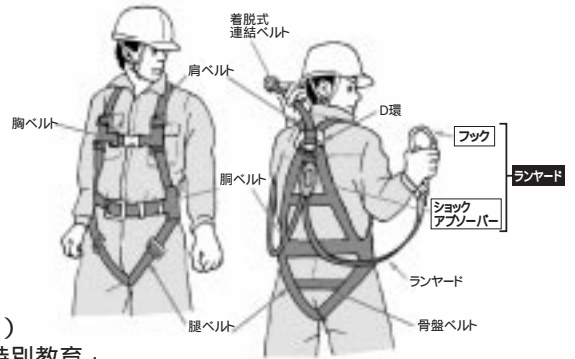
時 間	内 容 等
8:50~9:00	開講あいさつ
9:00~10:00(60分)	建設業におけるメンタルヘルス対策の必要性
10:00~10:10	休憩10分
10:10~12:20(120分) (うち11:0~11:20) 休憩	建設現場のメンタルヘルス対策 ・建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック ・職長と作業員のためのメンタルヘルスケア
12:20~13:10	食事・休憩50分
13:10~14:10(60分)	職場におけるメンタルヘルス対策
14:10~14:20	休憩10分
14:20~16:20(120分)	無記名ストレスチェックを活用した建設現場の職場環境改善のすすめ方 (グループワーク)
16:20~	閉講・修了証交付

詳しくは、当支部ホームページをご覧ください。



フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具のうちフルハーネス型） 使用作業特別教育を始めます！ 10月から広島、11月福山でスタート!!

平成30年6月労働安全衛生規則の改正等により「高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のもの（建災防では、従来どおり「フルハーネス型安全帯」といいます。）を用いて行う作業が労働安全衛生規則第36条の特別教育の対象となったことから、当支部においても、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を実施することとしたものです。



11月以降各分会でも特別教育を開始します。

（詳しくは当支部ホームページをご覧ください。）

- 1 教育の名称：「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」
- 2 受講対象業務：高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く）に係る業務。
- 3 日時、場所、定員

広島会場	日時	平成30年10月29日（月）	9時～16時10分	講習時間 6時間
	場所	中特会館（広島市中区幟町3-57）		
	定員	40名		
福山会場	日時	平成30年11月1日（木）	9時～16時10分	講習時間 6時間
	場所	福山土木建築会館（福山市若松町8-22）		
	定員	40名		
- 4 受講料

会員	8,100円	非会員	9,200円	（いずれも消費税込）
テキスト代	800円（消費税込）			
- 5 実技持参品

実技講習がありますので、受講者は「フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）」を持参していただきます。
- 6 受講申込方法

申込用紙は当支部ホームページからダウンロードできます。
- 7 カリキュラム

以下のとおり

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
I 作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	1時間
II 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用法	2時間
III 労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

学科科目	範 囲	時 間
V 墜落制止用器具の使用法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

「平成30年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」広島労働局から要請がありました。

平成30年7月豪雨により、瀬戸内地方の多数の箇所において土砂災害、浸水災害が発生し、とりわけ広島県内は100名を超える犠牲者と行方不明者が出る大災害になりました。

現在、緊急復興工事が行われ、多くの建設事業者が他の工事を中断し、24時間交替で工事に従事されています。今後、災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、過去の災害復旧工事において発生した作業中の崩壊・倒壊災害を始め、がれきの処理作業による労働災害等の発生が懸念されることから、広島労働局より、平成30年7月11日及び7月20日付で当支部宛てに「災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」とした文書要請がありました。

1 土砂崩壊災害防止対策

地山掘削作業を伴う工事に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分留意の上、安衛則第355条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山の状態を予め調査し、調査結果を踏まえた作業計画を定めて実施すること。

掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、点検を行うこと。

土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、予め、土止め支保工を設けるなど土砂崩壊による災害を防止するための措置を講じること。

平成27年6月29日付「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確実に行うこと。斜面の変状が進行した場合は、施工者、発注者等は検討会議を開催してハード対策を検討すること。

地山の掘削を伴わない工事についても、斜面近辺で工事を行う場合には、上記に準じた対策を講じること。

2 土石流災害防止対策

土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第575条の9に基づき作業箇所から上流の河川の状態を予め調査し、土石流の早期把握、作業中止と避難体制の確保のための警戒・作業中止降雨量基準の設定、警報設備、避難用設備の設置を行うこと。

安衛則第575条の14及び15に基づき警報用設備及び避難用設備の点検を実施し、併せて警報及び避難の方法を労働者に十分周知させること。

3 がれきの処理作業における安全確保及び石綿粉じん等の暴露防止対策

当日の作業内容、安全上の注意事項等を作業開始前ミーティングで綿密に打合せること。

がれき処理作業で車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われる場合は、安衛則155条に基づき作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

車両系建設機械を用いて作業する場合には、安衛則158条に基づき立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置して車両系建設機械を誘導させること。

不安定な作業箇所において車両系建設機械の使用作業を行うことになるため、安衛則第157条に基づき転倒防止対策の徹底を図ること。

がれき処理作業については、土石粉じん、石綿粉じんなどに対する適切な呼吸用保護具を使用させること。

4 熱中症の予防

今後、工事の期間中は屋外作業等を行うことから、

WBGT計等の測定による作業環境の把握と状況に応じた作業時間、休憩時間の変更。

作業開始前、睡眠不足、体調不良、前日の飲酒等の健康状態の確認と対応措置。

自覚症状の有無にかかわらず水分及び塩分の定期的な摂取。

作業開始時、作業中、作業終了時における健康状況確認を含む職場巡視の実施。

熱中症の症状が出た場合の緊急措置の仕方を含めた労働衛生教育の実施。

緊急連絡先、緊急措置対応の早見表の掲示等を含めた対策の実施。

5 その他

24時間交代勤務体制の工事等労働者に大きな負担がかかり過重労働による健康障害が懸念されるため、長時間労働の抑制、休日、休憩時間の確保体制の確立を行うこと。

などの事項を中心に労働災害防止対策が示されています。

詳しくは、当支部ホームページをご覧ください。

建災防本部から安全指導者あて、災害復旧工事現場の安全指導時における「災害復旧工事安全衛生対策チェックシート」の周知依頼がありました。(災害復旧工事現場のパトロール等にご活用下さい。)

災害復旧工事安全衛生対策チェックシート

建設業労働災害防止協会

- 1 本チェックシートは復興工事で特に確認すべきポイントを示したもので、労働安全衛生関係法令をすべて網羅しているわけではありません。工事や作業の種類毎に法令の遵守の徹底も併せてお願いいたします。
- 2 天候等の環境や工事の種類に応じて、適宜チェック項目を追加できるよう空欄を設けてあります。
- 3 チェックシートにより不具合が発見された場合は、作業に着手する前に必ず改善するようにしてください。
- 4 チェックシートは特定の工事に限定したものではありません。できるだけ幅広く活用できるようにしてあります。したがって、工事の種類によっては「該当なし」の場合もあります。
- 5 チェックシート中「規程」は建災防の建設業労働災害防止規程、「安衛則」は労働安全衛生規則の略です。その他クレーン等安全規則なども略しています。

分類	番号	確認事項	チェック欄
建設機械等関係	1	運転には資格者を配置していますか。〔移動式クレーン運転上免許、車両系建設機械運転技能講習修了者等〕 規程第95条(クレーン則第68条)、規程第68条(安衛則第36条、41条)	<input type="checkbox"/>
	2	巻過防止装置、はずれ止め等の安全装置が有効に機能しているか点検をしますか。 規程第99条(クレーン則第65条、66条の3)、規程第74条	<input type="checkbox"/>
	3	バケットの爪に荷を掛けてつり上げること等を禁止していますか。 規程第70条(安衛則第164条)	<input type="checkbox"/>
	4	機械と接触するおそれのある作業区域について、立ち入りを禁止していますか。 規程第100条(クレーン則第74条、74条の2)、規程第71条(安衛則第158条)	<input type="checkbox"/>
	5	軟弱地盤又は凍結場所では敷板・敷角等を用いていますか。 規程第73条(安衛則第157条)	<input type="checkbox"/>
地山の崩壊関係	6	埋設物の有無、地山の亀裂、地層の状況等の確認をしていますか。 規程第48条(安衛則第355条、第362条)	<input type="checkbox"/>
	7	小規模溝掘削作業において、人が溝に入る前に矢板支保工を組んでいますか。 規程第53条(平成15年12月17日付け基発第1217001号)	<input type="checkbox"/>
	8	作業主任者には資格者を配置していますか。〔地山の掘削及びび止め支保工作業主任者技能講習修了者〕 規程第57条(安衛則第359条)、規程第56条(安衛則第374条)	<input type="checkbox"/>
倒壊建築物関係	9	強い揺れを感じた余震や大雨の後は、掘削面を点検していますか。 規程第58条(安衛則第358条)	<input type="checkbox"/>
	10	建設物の解体においてコンクリートの壁、壁又は煙突等の解体では、倒壊防止のための控えを取っていますか。 規程第132条	<input type="checkbox"/>
石綿関係	11	作業主任者には資格者を配置していますか。〔コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者等〕 規程第129条(安衛則第517条の17)	<input type="checkbox"/>
	12	建設物の解体作業において、建材の石綿含有を確認していますか。 規程第152条(石綿則第4条)	<input type="checkbox"/>
	13	上記作業で石綿含有の場合、石綿等のレベルに合った保護具を使用していますか。 規程第157条(石綿則第14条)	<input type="checkbox"/>
墜落・転落関係	14	呼吸用保護具の装着は適切ですか(密着性は良いですか)。 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程)	<input type="checkbox"/>
	15	開口部等墜落による危険場所には、手すり、さんを設けるか、又は覆い・ふた等をしていますか。 規程第20条(安衛則第519条)	<input type="checkbox"/>
	16	墜落防止設備を設けられない作業場所では、親綱等の安全帯の取付設備を設けていますか。 規程第14条(安衛則第521条)	<input type="checkbox"/>
	17	安全帯フックは、腰より上の位置で丈夫なものに掛けていますか。 規程第15条	<input type="checkbox"/>
感電防止関係	18	安全帯及びその取付設備について、変形・ゆるみ等について点検していますか。 規程第17条(安衛則第521条)	<input type="checkbox"/>
	19	電動機械器具を使用するときは、感電防止用漏電しゃ断装置を接続するか又は「重絶縁構造のものを使用していますか。 規程第44条(安衛則第333条)	<input type="checkbox"/>
	20	上記措置が困難な場合、器具の金属性外枠等を接地(アース)していますか。 規程第44条(安衛則第333条)	<input type="checkbox"/>
	21	交流アーク溶接機を使用するときは、自動電撃防止装置を使用していますか。 規程第45条(安衛則第332条)	<input type="checkbox"/>
	22	感電防止用漏電しゃ断装置を使用するときは、作業開始前にその動作の確認をしていますか。	<input type="checkbox"/>
酸欠関係	23	架空電線に近接する工事では、電力会社に電線の移設又は絶縁用防護具の装着を依頼していますか。 規程第40条(安衛則第349条)	<input type="checkbox"/>
	24	井戸やビット内に入るととき酸素濃度・硫化水素濃度等の測定をしていますか。 規程第171条(酸欠則第3条)	<input type="checkbox"/>
熱中症関係	25	井戸やビット内で作業を行う場合、資格者を配置していますか。〔酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者、特別教育修了者〕 規程第171条(酸欠則第11条)	<input type="checkbox"/>
	26	スポーツドリンク等を備えていますか。 規程第176条	<input type="checkbox"/>
	27	十分な休憩時間を取っていますか。 規程第176条	<input type="checkbox"/>
非常時間関係	28	熱中症予防のための教育を実施しましたか。 平成21年6月19日付け 基発第0619001号	<input type="checkbox"/>
	29	悪天候後、又は地震後には足場の状態、作業場所の状態、等を点検していますか。 規程第25条(安衛則第567条)	<input type="checkbox"/>
	30	上り流危険河川の工事において、上り流発生の際警報機等を設置していますか。 規程第146条(安衛則第575条の14)	<input type="checkbox"/>
	31	余震等の強い揺れに対する、土砂や構造物の崩壊・倒壊防止、及び物体の落下防止の措置をしていますか。	<input type="checkbox"/>
その他	32	余震等で強い揺れを感じたら直ちに作業を中止し、安全な場所に退避していますか。(沿岸部では津波も含めて)	<input type="checkbox"/>
	33	緊急時の避難方法、連絡体制、等を定めていますか。	<input type="checkbox"/>
	34	呼吸用保護具等は粉じん・有機溶剤・酸欠等の作業に適応した保護具を使用していますか。 規程第167条(有機則第32条)、規程第174条(酸欠則第5条の2)等	<input type="checkbox"/>
	35	振動工具を使用する場合、工具を使用する時間を管理していますか。 規程第175条(平成21年7月10日付け 基発第0710第5号)	<input type="checkbox"/>
	36	走行道路上の工事において、交通整理員を配置していますか。 規程第140条	<input type="checkbox"/>
	37	保護帽のあごひもは適切にあごにかけていますか。	<input type="checkbox"/>
	38	クギ等の踏み抜き防止のための安全靴を履いていますか。	<input type="checkbox"/>
	39	作業をされている方は作業に適した服装ですか。	<input type="checkbox"/>
	40	消火器を備えていますか。	<input type="checkbox"/>
	追加項目		

建設現場における火災による労働災害防止について、厚生労働省から要請がありました。

7月26日東京都内のビル建設現場(地上3階、地下4階)において火災が発生し、作業員の男性5人が死亡し、約40人が気道熱傷等の負傷を負った重大災害が発生しました。

事故は、地下3階でアセチレンガスのバーナーを使った鉄骨の切断作業中、火花が床付近のウレタンに燃え移り出火したものと推定されています。

この災害を機に、厚生労働省から平成30年7月27日付で、「建設現場における火災による労働災害の防止について」建災防本部あて文書要請がありました。類似災害の発生を防止するため、各現場におかれましては、防止対策の徹底を図られますようお願いいたします。

以下重点対策のとおり。

1 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては、可燃性の断熱材の施工計画の有無、既存建築物の改修工事にあつては、断熱材の使用の有無に係る確認を行い、当該作業がある場合には、断熱材の種類、特性について調査をすること。

2 施工計画、作業手順の作成等

元方事業者は、断熱材のある場所において火気を使用しない工事計画を策定すること。

また、既存建築物の改修工事等でやむを得ず断熱材の施行されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、火気管理を含む作業計画を策定すること。

作業を行う事業者は、作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。

3 表示

断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。断熱材の保管場所(仮置き場所を含む。)についても同様の表示を行うこと。

4 防火対策

火気作業を行う事業者は、断熱材に対する不燃シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。

5 整理整頓

作業場所の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと。

6 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生時等の緊急連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定め関係者に周知するとともに、訓練を実施する等、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

参考

建設現場における「発砲プラスチック系断熱材による火災防止の手引」が示され、

プラスチック系断熱材の施工作业及び施工場所に係る表示の方法

プラスチック系断熱材使用場所における作業での火気管理
保管場所等における管理の仕方

火災防止等のための実施事項

発砲プラスチック系断熱材の燃焼性等の性質

について、わかりやすく説明したリーフレットがあります。

詳しくは、当支部ホームページをご覧ください。



平成29年・30年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局(平成30年7月末)

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	激突	挟まれ・巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	おぼれ	熱中症	破裂	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成29年	61	24	6	13	2	7	12	15	0	0	(1) 1	1	1	(2) 6	9	1	(4) 159
平成30年	63	21	8	13	(1) 3	10	(1) 28	10	3	(1) 1	2	0	0	4	10	1	(6) 177

()内は、死亡の内数

平成29年・30年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局(平成30年7月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成29年			平成30年			増減数	平成29年			平成30年			対前年増減数(%)	建設業/全産業(%)	
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	2	437	439	6	445	451	12	1	42	43	2	47	49	6	14.0	10.9
呉	1	134	135	0	157	157	22	0	11	11	0	15	15	4	36.4	9.6
福山	5	300	305	3	310	313	8	2	32	34	0	39	39	5	14.7	12.5
三原	3	96	99	2	88	90	-9	0	22	22	1	9	10	-12	-54.5	11.1
尾道	2	113	115	1	95	96	-19	0	10	10	0	10	10	0	0	10.4
三次	1	91	92	2	91	93	1	1	10	11	2	14	16	5	45.5	17.2
広島北	1	154	155	1	154	155	0	0	20	20	1	22	23	3	15.0	14.8
廿日市	1	134	135	0	130	130	-5	0	8	8	0	15	15	7	87.5	11.5
合計	16	1,459	1,475	15	1,470	1,485	10	4	155	159	6	171	177	18	11.3	11.9

平成30年建設業死亡災害発生状況

(平成30年7月末現在)

No.	発生日	業種	職種	性別	年齢	経験	事故の型	起因物	災害発生状況
1	2月	水力発電所等建設工事	潜水土	男	30代	9年	おぼれ	建築物・構築物	ダム水利放水設備点検用ゲート設置工事のため、潜水したところ放流管の弁が完全に閉じられていなかったため、放流管に流れ込む水に流され、吸い込まれて溺死した。
2	5月	木造家屋改築工事	現場管理者	男	50代	30年	墜落、転落	屋根、はり、もや、たけ、合掌	平屋民家の屋根葺き替え工事現場で、雨漏り防止のため、屋根にブルーシートを掛けていたところ、一緒に作業していた現場監督がバランスを崩し、軒先から5メートル下の地面に墜落した。
3	5月	建築工事業	作業員	男	30代	15年	墜落、転落	その他の仮設物	地下2階の天井部にワイヤ固定吊り具などを取り付けるため、土止め支保工の火打ち部分にクランプ2個を用いて単管を固定し、被災者がこの単管をよじ登り、取り付け作業をしていたところ、クランプ1個が外れたため、単管が横に倒れ、被災者は単管から4.5メートル下に墜落した。
4	6月	土地造成工事	オペレーター	男	60代	35年	挟まれ・巻き込まれ	車両系建設機械	土地造成工事中、被災者が運転していたスクレーパーを斜面(勾配約10度)に止め、運転席から降りて履帯の上に立ち近くにいたブルドーザーの運転手と打合せ中、スクレーパーが急に動き始めたため、止めようとして運転席に乗り移ろうとしたが、転落しスクレーパーの履帯(キャタピラー)に両大腿部を轢かれた。
5	6月	道路工事	作業員	男	60代	30年	崩壊・倒壊	その他の仮設物・建築物	土砂崩れ復旧工事現場において、落石防護壁のH鋼に固定されていた重さ約900kgの敷鉄板が倒れ下敷きになった。現場では、H鋼を立てるため、ロータリーと呼ばれる機械で穴掘りをしていたが、被災者は付近で砂かきの作業をしていた。
6	7月	道路工事	トラック運転手	男	60代	37年	墜落、転落	移動式クレーン(クレーン仕様のドラグショベル)	道路新設現場で、トラック運転手がクレーン仕様のドラグショベルを操作しトラック荷台の荷(フレコンバッグ)を吊り上げ降ろす作業中、同ドラグショベルがバランス崩して法面から約5m下に転落し、運転していた被災者が頭を強く打ち死亡した。

建設業労働災害防止協会広島県支部

平成30年度講習計画

(平成30年9月～平成30年11月末までの計画)

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	受付分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	受付分会
10月24～25日	広島市	支部	10月10～11日	広島市	支部	10月16～18日	広島市	支部
11月7～8日	福山市	福山	11月21～22日	呉市	呉			
						コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	受付分会
						11月28～29日	広島市	支部

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会	巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会
9月26日	呉市	呉	10月10日	福山市	福山	11月21日	福山市	福山
10月16日	福山市	福山	23日	広島市	広島			
30日	広島市	支部	30日	呉市	呉	石綿取扱い作業従事者	実施場所	受付分会
						11月6日	広島市	支部

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱い作業従事者	実施場所	受付分会	丸のこ取扱い作業従事者	実施場所	受付分会
9月26日	福山市	福山	9月28日	広島市	支部
11月8日	呉市	呉	10月4日	福山市	福山

統括・職長等各種教育日程

足場能力向上教育 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会
10月19日	呉市	呉	9月12～13日	広島市	広島	9月25日	三次市	三次
11月7日	広島市	支部	11月15～16日	広島市	広島	27日	広島市	支部
足場能力向上教育のみ	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育 能力向上教育	実施場所	受付分会	安全衛生推進者 能力向上教育(初任時)	実施場所	受付分会
10月25日	福山市	福山	11月2日	福山市	福山	11月14日	福山市	福山
			新総合工事業者のリスクアセスメント	実施場所	受付分会			
			9月19日	広島市	支部			

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252
呉分会(0823)22-6886
福山分会(084)924-4320

三原分会(0848)63-9920
尾道分会(0848)22-8918

三次分会(0824)62-4391
廿日市分会(0829)31-0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
<http://www.jcosha-hiroshima.jp/hirosimabunkai/>
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62/>